

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 指定代理納付者の指定【企画調整局地方創生推進室】2
- 収納事務の委託【企画調整局地方創生推進室】3
- 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】4
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】5
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】6
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】7
- 産業廃棄物処理施設の設置の許可申請【環境局環境監視部産業廃棄物対策課】8

◇ 公 告

- 一般競争入札による市有財産の売払い【企画調整局都市マネジメント政策部都市マネジメント政策課】10
- 委託契約に係る一般競争入札の公告【財政局税務部固定資産税課】14
- 大規模小売店舗の変更事項の届出（3件）【産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課】18

◇ 上下水道局

- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】24

北九州市告示第341号

ふるさと北九州市応援寄附金の納付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定代理納付者を指定したので、北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第24条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年10月1日

北九州市長 北 橋 健 治

指 定 代 理 納 付 者		指 定 期 間
名 称	住 所	
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号	令和3年9月14日から令和4年3月31日まで

北九州市告示第 3 4 2 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、ふるさと北九州市応援寄附金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 3 年 1 0 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社三越伊勢丹	東京都新宿区新宿三丁目 1 4 番 1 号	令和 3 年 9 月 1 4 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 3 4 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 5 第 2 項及び第 1 1 5 条の 1 5 第 2 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 7 8 条の 1 1 第 2 号及び第 1 1 5 条の 2 0 第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 1 0 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4 0 9 0 1 0 0 4 1 5	潮風デイサービス	北九州市門司区 新開 1 3 番 1 4 号	医療法人社団 養寿園	令和 3 年 1 0 月 3 1 日

北九州市告示第344号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和3年10月1日

北九州市長 北 橋 健 治

育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
みのる調剤薬局	旧	北九州市戸畑区天神一丁目12番2号	令和3年10月1日
	新	北九州市戸畑区天神二丁目1番2号	

北九州市告示第345号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和3年10月1日

北九州市長 北 橋 健 治

訪問看護（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション えみゆ	北九州市小倉北区三郎丸一丁目7 番5号2階	令和3年1 0月1日

北九州市告示第346号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和3年10月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 医科（精神通院医療）所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
ホームクリニック小倉	旧	北九州市小倉北区若富士町5番12号2階	令和3年10月1日
	新	北九州市小倉北区三萩野二丁目4番8号	

2 薬局（精神通院医療）所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
みのる調剤薬局	旧	北九州市戸畑区天神一丁目1番2号	令和3年10月1日
	新	北九州市戸畑区天神二丁目1番2号	

北九州市告示第 3 4 7 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 1 5 条第 1 項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定により次のとおり告示し、申請書及び同条第 3 項の書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、北九州市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和 3 年 1 0 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請者

北九州市八幡西区黒崎三丁目 9 番 2 2 号

株式会社 新菱

代表取締役 江藤俊郎

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

北九州市若松区向洋町 1 0 番 3 1 号

3 産業廃棄物処理施設の種類

廃プラスチック類の焼却施設

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類

5 申請年月日

令和 3 年 8 月 2 0 日

6 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市環境局環境監視部産業廃棄物対策課

7 縦覧期間

令和 3 年 1 0 月 1 日から令和 3 年 1 1 月 1 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の、毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで。

8 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 3 年 1 1 月 1 5 日までに、第 6 項の縦覧場所に到着するように提出すること。

（1） 意見を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（2） 申請者

（3） 産業廃棄物処理施設の設置の場所

- (4) 産業廃棄物処理施設の種類
- (5) 生活環境の保全上の見地からの意見

北九州市公告第693号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年10月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 売り払う物件

- (1) 所在地 北九州市小倉南区徳吉西二丁目579番1
- (2) 公簿地目 宅地
- (3) 実測面積 2,311.13平方メートル
- (4) 最低売却価格 6,425万円

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市企画調整局都市マネジメント政策部都市マネジメント政策課

(2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から令和3年12月3日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

3 入札条件を示す場所及び期間並びに入札実施要領の交付方法

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市企画調整局都市マネジメント政策部都市マネジメント政策課

(2) 期間

公告日から令和3年10月29日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 入札実施要領の交付方法

北九州市企画調整局都市マネジメント政策部都市マネジメント政策課のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、第1号の場所において無償で交付する。

北九州市企画調整局都市マネジメント政策部都市マネジメント政策課のホームページ

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kikaku/25801239.html>

4 現地見学会の日時及び参加申込みを受け付ける期間

(1) 日時

令和3年10月13日の午前10時から午前11時まで

(2) 参加申込みを受け付ける期間

公告日から令和3年10月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

参加申込みは、北九州市企画調整局都市マネジメント政策部都市マネジメント政策課に電子メール又はFAXで行うこと。

北九州市企画調整局都市マネジメント政策部都市マネジメント政策課の電子メールアドレス

kikaku-toshimanagement@city.kitakyushu.lg.jp

5 入札に参加するための要件

あらかじめ入札参加申込みを行い、第9項に規定する入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

6 入札参加申込みを受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市企画調整局都市マネジメント政策部都市マネジメント政策課

(2) 期間

令和3年10月28日及び同月29日のそれぞれ午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

来庁日時については、あらかじめ北九州市企画調整局都市マネジメント政策部都市マネジメント政策課に電話で連絡し調整すること。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時 令和3年12月3日 午前10時

(2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

8 入札保証金

(1) 入札価格の100分の10以上

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、北九州市に帰属する。

9 入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

(1) 北九州市が行う市有地売却に関し、アからエまでの事実があった

後2年を経過していない者

ア 入札を取り消されたことがある者

イ 落札者として資格を取り消されたことがある者

ウ 先着順売払いの申込みを取り消されたことがある者

エ 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

(2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

エ アからウまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(4) 契約規則第2条の規定に該当する者

10 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

11 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、又は延期することがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は、補償の責めを負わない。

12 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申込みを受け付け売り払う。

(1) 受付及び申込書を交付する場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市企画調整局都市マネジメント政策部都市マネジメント政策課

(2) 受付期間

令和3年12月13日から令和4年2月10日まで（日曜日等及び令和3年12月29日から令和4年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 申込みを行うことができる者の資格

入札に参加することができる者の資格と同じ。

1.3 入札等に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市企画調整局都市マネジメント政策部都市マネジメント政策課

電話 093-582-2076

FAX 093-582-2176

北九州市公告第694号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年10月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 委託内容

- (1) 業務名及び数量 令和4年度固定資産税・都市計画税（土地・家屋）及び固定資産税（償却資産）納税通知書作成、封入封かん及び発送業務一式
- (2) 履行の内容等 入札説明書及び入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和4年5月10日まで
- (4) 成果品納入場所 北九州市の指定した場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) この公告の日前3年間に、個人情報記載された通知書作成、封入封かん、発送業務等を地方自治体等の官公庁から受託した実績があること。
- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークを付与されている者であること。

3 入札の場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市財政局税務部固定資産税課

イ 日時 この公告の日から令和3年10月21日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時まで並びに同月22日の午前9時から午前10時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和3年10月8日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争参加の申出書を北九州市財政局税務部固定資産税課に提出しなければならない。

(4) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第3入札室

イ 日時 令和3年10月15日 午前11時

ウ 途中入場は、認めない。

(5) 仕様書に対する質問

入札説明会後において、仕様書に対する質問がある場合は、次のとおり書面により提出すること。

なお、書面は、ファックス又は電子メールによるものも受け付ける。

ア 場所 第1号アの場所と同じ。

イ 期限 令和3年10月18日午後4時までに必着のこと。

ウ 質問書に対する回答は、入札説明会に参加した者に令和3年10月19日午後5時までにファックス又は電子メールで行う。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第3入札室

イ 日時 令和3年10月22日 午前10時

4 競争入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり実績資料を提出し確認を受け、入札説明会に参加しなければならない。

(1) 実績資料 第2項第3号に該当する実績を明記し、履行を確認することができる書面又は契約書の写しを添付すること。

(2) 提出期間、場所及び方法

ア 提出期間 この公告の日から令和3年10月8日まで（日曜日及び土

曜日を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時まで

イ 提出場所 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市財政局税務部固定資産税課

ウ 提出方法 資料は、持参するものとする。

(3) 競争入札参加資格の確認の結果は、令和3年10月12日までに通知する。

(4) その他

提出された資料は、返却しない。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市財政局稅務部固定資產稅課

〒 8 0 3 - 8 5 0 1 北九州市小倉北區城內 1 番 1 号

電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 0 3 5

F A X 0 9 3 - 5 8 2 - 8 6 1 1

北九州市公告第 6 9 5 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 3 年 1 0 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

高見ショッピングセンター

北九州市八幡東区高見二丁目 1 4 2 0 番 3 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

(1) 株式会社スピナ

北九州市八幡東区平野二丁目 1 1 番 1 号

代表取締役 野寄武秀

(2) 北九州市住宅供給公社

北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号

理事長 村上純一

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

北九州市住宅供給公社

北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号

理事長 大関達成

イ 変更後

北九州市住宅供給公社

北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号

理事長 村上純一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社富士通パーソナルズ

東京都港区港南二丁目15番2号品川インターシティB棟

代表取締役社長 大橋慎太郎

他28者

イ 変更後

株式会社ティーガイア

東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号恵比寿ネオナート14～18階

代表取締役社長執行役員 金治伸隆

他28者

4 変更の年月日

(1) 前項第1号 令和3年7月1日

(2) 前項第2号 令和3年9月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年9月22日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和4年2月1日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和3年12月29日から令和4年1月3日までを除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和4年2月1日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第696号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年10月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら一店

北九州市戸畑区一店二丁目2番10

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社スピナ

北九州市八幡東区平野二丁目11番1号

代表取締役 野寄武秀

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社しまむら

さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

代表取締役社長 鈴木 誠

ほか1者

(2) 変更後

株式会社しまむら

さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号

代表取締役社長 鈴木 誠

ほか1者

4 変更の年月日

令和3年9月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年9月22日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和4年2月1日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和3年1月29日から令和4年1月3日までを除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和4年2月1日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第697号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年10月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングパーク鞆ヶ谷
北九州市戸畑区東鞆ヶ谷町4番6ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社スピナ
北九州市八幡東区平野二丁目11番1号
代表取締役 野寄武秀

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

ジョウツー株式会社
熊本市中央区渡鹿三丁目11番1号
代表取締役 後藤英夫
ほか5者

(2) 変更後

ジョウツー株式会社
熊本市中央区大江二丁目16番3号
代表取締役 後藤英夫
ほか5者

4 変更の年月日

令和3年9月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年9月22日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和4年2月1日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和3年12月29日から令和4年1月3日までを除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和4年2月1日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市上下水道局告示第25号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年10月1日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
N-164	林田工業	林田 裕	北九州市八幡西 区東鳴水二丁目 4番35号	令和3年1 0月1日